

## 浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、幼児のための教育振興並びに子育て環境の充実を図ることを目的として交付する浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金(以下「補助金」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、当該年度に着手し、年度内に完了する次に掲げる事業とする。

(1) 学校法人が市内に設置する幼稚園(以下「幼稚園」という。)が行う、浜松市の幼児教育環境を向上する事業。ただし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という)は、対象外とする。

(2) 幼稚園が行う預かり保育事業。ただし、特定教育・保育施設は対象外とする。また、浜松市が実施する一時預かり事業(幼稚園型)に係る補助金の交付を受ける場合、対象外とする。

(3) 当該年度の5月1日現在、浜松市内から通園する心身障害児1人を受け入れている幼稚園が行う、心身に障がいのある幼児の教育環境を向上する事業。ただし、静岡県が実施する心身障害児就園に係る補助金(私立幼稚園障害児教育費補助金、私立幼稚園経常費補助金心身障害児就園特色加算)の交付を受ける場合、対象外とする。

(4) 浜松市私立幼稚園協会が行う、幼稚園及び認定こども園の教職員等の資質向上を図るための研修事業

### (心身障害児の定義)

第3条 第2条第3号において「心身に障がいのある幼児」とは別表1に掲げる者をいう。

### (心身に障がいのある幼児の認定)

第4条 第3条に定める心身に障がいのある幼児に該当するか否かを認定するにあたっては、次によるものとする。

(1) 認定に当たっては、私立幼稚園心身障害児認定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- ( 2 ) 審査会は、こども家庭部長、幼児教育・保育課長、幼稚園教諭、医師（発達医療総合福祉センター所属）により構成する。
- ( 3 ) 審査会に座長を置き、座長はこども家庭部長をもって充てる。
- ( 4 ) 審査会は座長が招集する。
- ( 5 ) 座長は審査会を掌理する。
- ( 6 ) 審査会においては、第 7 条第 1 項第 1 号に規定する補助金の交付申請書の添付書類に基づき総合的かつ客観的に認定する。
- ( 7 ) 審査会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。
- ( 8 ) 審査会において特に必要と認める場合には、幼稚園における当該幼児の保育状況を实地に観察し、幼稚園長等から認定に必要な書類を求めるものとする。

( 対象経費 )

第 5 条 補助対象となる経費は、別表 2 ～ 5 に掲げるものとする。

( 補助率及び基準額 )

第 6 条 補助金の額は、前条に掲げる経費の 2 分の 1 と、別表 6 に掲げる補助基準額を比較して少ない方の額とする。ただし、過疎地域加算については事業に要する経費の額と補助基準額を比較して少ない方の額とする。

( 補助金の交付申請 )

第 7 条 補助金の交付を受けようとする場合、市長の定める日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。当該年度の事業は、提出前に着手、完了した事業であっても審査対象とする。

- ( 1 ) 第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号関係
  - ア補助金（変更）交付申請書（第 1 号様式）
  - イ助成を受けようとする理由書
  - ウ事業（変更）計画書（第 2 号様式）
  - エ補助事業に係る収支の計画書（第 3 号様式）
  - オ資金収支予算書（変更申請は除く。以下添付書類も同様とする。）
  - カ学校法人等の許可書の写し
  - キ財産目録
  - ク園則
  - ケ市税納付・納入確認同意書（第 4 号様式）

コ市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し  
サ暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）

（2）第2条第4号関係

ア補助金交付申請書（第6号様式）  
イ補助事業に係る収支の計画書（第3号様式）  
ウ資金収支予算書  
エ研修事業計画書  
オ会則  
カ市税納付・納入確認同意書（第4号様式）  
キ市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し  
ク暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）

（交付の条件）

第8条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- （1）補助金の交付を受けようとする事業者は市税を完納していなければならない
- （2）補助事業の内容または経費の変更をする場合は、あらかじめ申し出ること
- （3）補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- （4）規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- （5）補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に以下により通知する。

- （1）第2条第1号、第2号及び第3号関係  
補助金（変更）交付決定通知書（第7号様式）
- （2）第2条第4号関係

補助金交付決定通知書（第8号様式）

（補助金の変更交付申請）

第10条 補助金の変更の交付を受けようとする場合、別途市長の定める日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）第2条第1号、第2号及び第3号関係
  - ア補助金（変更）交付申請書（第1号様式）
  - イ事業（変更）計画書（第2号様式）
  - ウ補助事業に係る収支の計画書（第3号様式）

（変更決定の通知）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の変更交付申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に以下により通知する。

- （1）第2条第1号、第2号及び第3号関係
  - 補助金（変更）交付決定通知書（第7号様式）

（実績の報告）

第12条 当該事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）第2条第1号、第2号及び第3号関係
  - ア実績報告書（第9号様式）
  - イ補助事業に係る収支の状況書（第10号様式）
  - ウ領収書の写し等支出を証明する書類
- （2）第2条第4号関係
  - ア実績報告書（第11号様式）
  - イ補助事業に係る収支の状況書（第10号様式）
  - ウ領収書の写し等支出を証明する書類

（補助金額確定の通知）

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に以下により通知する。

- （1）第2条第1号、第2号及び第3号関係
  - 補助金確定通知書（第12号様式）
- （2）第2条第4号関係

補助金確定通知書（第13号様式）

（概算払いの申請）

第14条 補助金の概算払を受けようとするときには、補助金概算払承認申請書（第14号様式）を、市長に提出しなければならない。

（概算払いの承認決定通知）

第15条 市長は、前条の規定による概算払いの請求を承認したときは、補助金概算払承認通知書（第15号様式）により通知する。

（請求の手続）

第16条 補助金の請求の手続きをする学校法人等は、補助金確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、請求書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表1 心身に障がいのある幼児  
 障害の区分及び程度の基準

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力が矯正しても0.1以上0.3未満又は視機能障害が高度な者。 「視機能障害」が高度とは、高度の視野狭窄、高度の夜盲、全色盲などの障害をいう。
聴覚障害者	両耳の聴力レベルが100dB未満60dB以上の状態あるいは両耳の聴力レベルが60dB未満で補聴器を使用しても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者。
知的障害者	精神発達の遅滞の程度が軽度（知能指数(IQ)50から75程度までの状態）以上の者。 「軽度」とは、日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することができるが、抽象的な思考は困難である程度をいう。
肢体不自由者	体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度の者。 上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度の者。 下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度の者。 肢体の機能の障害が前3号と同程度以上の者。 前4号以外の肢体不自由な状態で、留意して指導する必要がある者。
病弱・虚弱者	慢性疾患の状態が医療又は生活規制を必要とする程度の者。 身体虚弱の状態が医療又は生活規制を必要とする程度の者。
言語障害者	聾者、難聴、脳性まひによる肢体不自由、知的障害などに伴って生じる言語障害を有する者及びその他の言語障害のうち、留意して指導する必要がある者。
情緒障害者	知的障害、病弱などに伴って情緒障害を有する者及びその他の情緒障害者のうち、留意して指導する必要がある者。（注意欠陥多動障害、自閉症等）

別表2 浜松市の幼児教育環境を向上する事業

	事業区分	対象経費	例、留意点等
	安心・安全な教育環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事費・購入費</li> <li>・ 修繕費・消耗品費</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ 通信費・損害保険料</li> <li>・ 手数料・委託料</li> </ul>	<p>(例) 遊具等の点検、修繕</p> <p>(例) 防犯、防災用品の購入 (備蓄、飛散防止フィルム等)</p> <p>(例) 園児の健康診断における検査に要する消耗品費等</p> <p>(例) フッ素洗口事業の実施に伴う薬剤の購入</p>
	保護者の子育て環境向上事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費(他の補助金の助成対象は除く)</li> <li>・ 手数料・委託料</li> <li>・ 車両燃料費</li> </ul>	<p>(例) 満3歳児保育に係る経費</p> <p>(例) スクールバス運行に係る経費</p> <p>預かり保育に係る経費は除く</p>
	特色ある幼児教育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事費・購入費</li> <li>・ 修繕費・消耗品費</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ 通信費・車両燃料費</li> <li>・ 損害保険料・人件費</li> <li>・ 教育機器賃借料</li> <li>・ 手数料・委託料</li> </ul>	<p>(例) 園庭芝生化</p> <p>(例) 図書購入</p> <p>(例) 自然、芸術、ものづくり体験等</p> <p>(例) 外国籍幼児の受け入れに伴う経費</p>
	教職員の資質向上事業 (幼稚園協会が行う研修事業の補助対象とする経費は除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費</li> <li>・ 手数料</li> <li>・ 人件費</li> </ul>	<p>(例) 研修参加に係る経費</p> <p>(例) 研修参加する職員の代替職員の任用に係る人件費</p>
	その他の教育振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事費・購入費</li> <li>・ 修繕費・消耗品費</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ 通信費・車両燃料費</li> <li>・ 損害保険料・人件費</li> <li>・ 教育機器賃借料</li> <li>・ 手数料・委託料</li> </ul>	<p>(留意点)</p> <p>助成を受けようとする理由書において事業の目的、効果について具体的に記載すること。</p>

別表3 預かり保育事業

対象経費	例、留意点等
・預かり保育の実施に係る経費	(例) 預かり保育に係る人件費 (例) 預かり保育に使用する物品の購入 人件費に関し、兼任の場合は、預かり保育のための費用と区分できる分のみ補助対象とする。

別表4 心身に障がいのある幼児の教育環境を向上する事業

事業区分	対象経費	例、留意点等
人的支援向上事業	・人件費 ・報償費	(例) 担当職員の配置 (例) 臨時職員の任用
物的環境向上事業	・工事費 ・購入費 ・修繕費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・教育機器賃借料 ・委託料 ・手数料	(例) 障害に応じた教材、教具の購入 (例) 障害に応じた施設等の改修

別表5 私立幼稚園協会が行う幼稚園の教職員等の資質向上を図るための研修事業

対象経費	例、留意点等
・人件費 ・報償費 ・賃借料(会場費) ・委託料 ・手数料 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・旅費	(留意点) 人件費は研修に係るもの限り法定福利費を除くものとする。



別表6 補助基準額

(1) 第2条第1号 次に掲げるア～エを合算した額	
ア浜松市に住所を要する園児1人につき5,000円を乗じた額	1
イ1幼稚園につき	500,000円
ウ満3歳児の保育を実施している幼稚園	2 100,000円
エ在園児数が90人以下の小規模園	3 100,000円
過疎地域に所在する幼稚園	4 2,833,000円
(2) 第2条第2号 5	
1園あたり	100,000円
(3) 第2条第3号 6	
1園あたり	450,000円
(4) 第2条第4号	
	3,200,000円

1 当該年度5月1日現在の3、4、5歳児の数とする。ただし、歳児ごとの園則収容定員を超えている幼稚園は、当該収容定員を補助対象人員とする。

2 当該年度10月1日時点で、5名以上受け入れていること。

3 当該年度5月1日現在の在籍園児数とする。

4 過疎地域過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項に定める地域。

5 当該年度10月1日までの実績として、夏休み期間5名以上、夏休み以外10名(それぞれ実人数)以上の預かり保育利用者があること。

6 心身障害児が途中退園した場合の補助限度額は、次によるものとする。

ア当該年度の12月末日までに心身障害児が退園した場合の補助金の額は、年額の補助限度額を退園日までの日割りで算出した額とし、算出方法は次のとおりとする。

年額の補助限度額×退園日までの出席すべき日数/当該年度の出席すべき日数  
(1,000円未満切捨)

ただし、退園日までの起算日は当該年度の4月1日(4月2日以降5月1日までに入園した園児については、当該年度の入園した日)からとする。

イ当該年度の1月1日以降に退園した場合は、年額を限度額とする。

第1号様式（第7条、第10条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地  
申請者  
名称及び代表者氏名

## 補助金（変更）交付申請書

浜松市私立幼稚園教育振興事業費補助金について（ 年 月 日付で申請した額  
を変更して）交付を受けたいので、浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金交付要綱  
第7条（第10条）の規定により下記のとおり申請します。

### 記

1 補助事業の目的及び内容

2 交付を受けようとする補助金の額

金 円

（添付書類）

- （1）事業（変更）計画書（第2号様式）
- （2）助成を受けようとする理由書
- （3）補助事業に係る収支の計画書（第3号様式）
- （4）資金収支予算書（変更申請は除く。以下添付書類も同様とする。）
- （5）学校法人等の許可書の写し
- （6）財産目録
- （7）園則
- （8）市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- （9）市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- （10）暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）

事業(変更)計画書(要綱第2条第1号)

幼稚園名 ( ) 幼稚園

【浜松市の幼児教育環境を向上する事業】

1 事業区分(実施する事業に、複数可)

- ( ) 安心・安全な教育環境整備事業
- ( ) 保護者の子育て環境を向上事業
- ( ) 特色ある幼児教育事業
- ( ) 教職員の資質向上事業
- ( ) その他の教育振興事業

2 申請する事業経費

事業区分 番号	経費の詳細	費目 記号	金額	備考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
事業費合計			円	

費目記号：ア工事費 イ購入費 ウ修繕費 エ消耗品費 オ印刷製本費 カ通信費  
キ車両燃料費 ク損害保険料 ケ人件費 コ教育機器賃借料 サ手数料 シ委託料

第2号様式 - 2 (第7条、第10条関係)

年 月 日

事業(変更)計画書(要綱第2条第2号)

園名 ( )

【預かり保育事業】

1 申請する事業経費

経費の詳細	費目 記号	金額	備考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
事業費合計		円	

費目記号：ア工事費 イ購入費 ウ修繕費 エ消耗品費 オ印刷製本費 カ通信費  
キ車両燃料費 ク損害保険料 ケ人件費 コ教育機器賃借料 サ手数料 シ委託料

年 月 日

事業(変更)計画書(要綱第2条第3号)

園名 ( )

【心身に障がいのある幼児の教育環境を向上する事業】

1 事業内容(実施する事業に 、複数可)

( ) 人的支援向上事業

( ) 物的環境向上事業

2 申請する事業経費

事業 番号	経費の詳細	費目 記号	金額	備考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
事業費合計			円	

費目記号：ア工事費 イ購入費 ウ修繕費 エ消耗品費 オ印刷製本費 カ通信費

キ車両燃料費 ク損害保険料 ケ人件費 コ教育機器賃借料 サ手数料 シ委託料

### 3 調査個票

園名				園の連絡先	
園児	氏名		性別		生年月日 平成 年 月 日
	現住所				クラス名 ( )歳児 ( )歳児
主たる障害	視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 ( ) 病弱・虚弱 言語障害 情緒障害 ( )				
従たる障害	視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 ( ) 病弱・虚弱 言語障害 情緒障害 ( )				
障害の程度	知能指数 IQ ( ) 検査名 ( ) 発達指数 DQ ( ) 検査日 ( )				
	(園児の日常のあらわれや指導上の困難点を、障害の程度がわかるように自由記述してください。) ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----				

第3号様式(第7条、第10条関係)

補助事業に係る収支の計画書

収入の部

(単位:円)

区 分	本年度 予算額A	前年度 予算額B	増減 A - B	備 考
計				

支出の部

(単位:円)

区 分	本年度 予算額A	左のうち 補助対象 経 費	前年度 予算額B	増減 A - B	備 考 (補助対象経費 の明細)
計					

設置者 所在地  
名称及び代表者名

第4号様式(第7条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長  
(取扱い) 幼児教育・保育課

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

\_\_\_\_\_

氏 名(または法人名)

\_\_\_\_\_ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、私立幼稚園教育振興等事業費補助金交付要綱第8条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 \_\_\_\_\_ 浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金 \_\_\_\_\_



第5号様式(第7条関係)

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)  
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

申請者

名称及び代表者氏名

## 補助金交付申請書

浜松市私立幼稚園教育振興事業費補助金(研修事業)の交付を受けたいので、浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の経費の配分、経費の使用法、補助事業の完了の予定期日、その他補助事業の遂行に関する計画
- 3 交付を受けようとする補助金の額

金 円

(添付書類)

- (1) 補助事業に係る収支の計画書(第3号様式)
- (2) 資金収支予算書
- (3) 研修事業計画書
- (4) 会 則
- (5) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (7) 暴力団排除に関する誓約書(第5号様式)

第7号様式（第9条、第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

### 補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった浜松市私立幼稚園教育振興事業費補助金について、浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金交付要綱第9条（第11条）の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

#### 2 交付条件

- (1) 補助事業の内容または経費の変更をする場合は、あらかじめ申し出ること
- (2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (3) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (4) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第8号様式(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

## 補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった浜松市私立幼稚園教育振興事業費補助金(研修事業)について、浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり決定したので通知します

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付条件
  - (1) 研修事業計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ申し出ること。
  - (2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
  - (3) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
  - (4) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第9号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
申請者  
名称及び代表者氏名

## 実績報告書

年 月 日付浜松市指令 第 号で浜松市私立幼稚園教育振興事業費補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

### 記

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 事業の成果
- 3 確定を受けたい額 金 円

(添付書類)

- (1) 補助事業に係る収支の状況書(第10号様式)
- (2) 領収書の写し等支出を証明する書類

第10号様式(第12条関係)

補助事業に係る収支の状況書

収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額 A	決 算 額 B	決 算 額 の 内 訳		増減 B - A	備 考
			収入済額	収入未済額		
計						

支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額 A	決 算 額 B	決 算 額 の 内 訳		増減 B - A	備 考
			支出済額	支出未済額		
計						

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

所在地

名称及び代表者名

第11号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

申請者

名称及び代表者氏名

## 実績報告書

年 月 日付浜松市指令 第 号で浜松市私立幼稚園教育振興事業費補助金の交付決定を受けた研修事業が完了したので、浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

### 記

1 完了年月日 年 月 日

2 事業の成果

3 確定を受けたい額 金 円

(添付書類)

(1) 補助事業に係る収支の状況書(第10号様式)

(2) 領収書の写し等支出を証明する書類

第12号様式(第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

### 補助金確定通知書

年 月 日付浜松市指令 第 号で交付決定した浜松市私立幼稚園教育振興事業費補助金について、年 月 日付実績報告書を審査した結果、浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金交付要綱第13条の規定により補助金額を下記のとおり確定します。

記

金

円



第13号様式(第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

### 補助金確定通知書

年 月 日付浜松市指令 第 号で交付決定した浜松市私立幼稚園教育振興事業費補助金(研修事業)について、年 月 日付実績報告書を審査した結果、浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金交付要綱第13条の規定により補助金額を下記のとおり確定します。

記

金

円

第14号様式（第14条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地  
申請者  
名称及び代表者氏名

## 補助金概算払承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定を受けた浜松市私立幼稚園教育振興事業費補助金について、浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金交付要綱第14条の規定により概算払を申請いたします。

### 記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払を必要とする金額

金 円

3 概算払を必要とする時期

年 月 日

第15号様式(第15条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

## 補助金概算払承認通知書

年 月 日付け申請のありました浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金の概算払いについて下記のとおり承認します。

記

### 1 概算払承認金額

金 円

条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第16号様式(第16条関係)

## 請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け浜松市指令 第 \_\_\_\_\_ 号により補助金の確定を受けた浜松市私立幼稚園教育振興等事業費補助金として、上記のとおり請求します。

交付確定(決定)額 \_\_\_\_\_

受 入 済 額 \_\_\_\_\_

今 回 請 求 額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(あて先) 浜松市長

幼稚園名

設置者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者

振込先口座	銀 行	本店	普通預金
	信用金庫	支店	口座番号
	農 協	支所	当座預金
口座名義			